

高梁市いじめ問題対策基本方針

平成30年8月改定

高梁市・高梁市教育委員会

高梁市いじめ問題対策基本方針目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等の基本的な事項	
1 いじめの定義	
2 いじめの態様	
3 発達段階におけるいじめの特徴とその対処例	2,3
4 いじめの防止等のための基本的な考え方	4
第2章 いじめの防止等のために高梁市及び高梁市教育委員会が実施する施策	
1 いじめの防止等のための高梁市・高梁市教育委員会の組織	
(1) 高梁市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 高梁市いじめ問題対策専門委員会の設置	
(3) 高梁市いじめ調査委員会の設置	
2 いじめの防止等のための施策	5
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 関係機関との連携	
(5) 教職員の資質向上・研修の充実	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめ防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	7
(4) 地域や関係機関との連携	
第4章 重大事態への対応	
1 重大事態の報告	8
2 調査主体の決定	
3 重大事態の調査	
4 重大事態の再調査及び調査結果を踏まえた措置	
第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	9
1 いじめ問題への対策の点検・評価	
2 高梁市いじめ問題対策基本方針の見直し	
第6章 いじめ防止対策推進法を踏まえた対応と関係組織	10
1 対応と関係組織	
2 重大事態発生等への対応（フロー図）	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本市では、新総合計画（平成22年3月）の基本方針（教育分野）「地域文化と心豊かな人を育むまち」を定め、教育振興基本計画で「人権が尊重される社会の実現に努めます」を重点施策の一つとして、「人権尊重」をすべての教育の基盤に据え、これまでもいじめの防止と対策の取り組みを推進してきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、本市及び高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、改めて、「いじめは決して許されない行為」であり、社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒一人一人の人権をはじめ尊厳が尊重されるよう、学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「高梁市いじめ問題対策基本方針」（以下「高梁市基本方針」という。）を策定する。

平成29年3月には、国の基本方針が改定され、平成30年1月には、県の基本方針が改定されたことを踏まえ、高梁市基本方針の改定を行うこととした。

第1章 いじめの防止等の基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか否かを判断する。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参照

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ事象では、これらの態様が複合的に関係している場合がある。いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、学校では校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していくことが大切である。

3 発達段階におけるいじめの特徴とその対処例

岡山県教育委員会資料

【小学校低学年】

特 徴 自己中心性や人との関わり方の不器用さが残る

この時期の児童は、まだまだ自己中心性が残っており、我慢ができなかったり、自分の感情を上手に表現できなかったりするなど、他者への関わり方の不器用さから相手に不快感を与えるなどの行為が、相手側にいじめと受け取られる場合が多い。

対 処 行為がどのような意味を持つか考えさせる

起こったトラブルに対しては、自分の非を素直に認めて謝る、納得できたら許す、仲直りするなどの経験を繰り返し、子どもたちの社会性を形成していくなど、行為が起らないようにすることよりも、行為がどのような意味を持つか考えさせる機会としてとらえ、丁寧に対応していくことが必要である。また、家庭のスマホやタブレット等を自ら手に取り使用する際には、ネットに関する正しい知識を家庭内で共有し、使用に関する家庭内ルールを決めて守るよう、教えていく必要がある。

【小学校中学年】

特 徴 小グループ遊びを好み、仲間はずれや無視も見られる

3～5人のグループ遊びを好む傾向にあり、本能的に他者と秘密を共有したり、共通の攻撃対象を持つことで連帯感を強めようとする心理から、仲間はずれや無視などの心理的ないやがらせが見られたり、自分たちの集団とは異なる雰囲気を持った相手を排斥しようとする行為が見られる。

対 処 より良い関わり方について考えさせる経験を積ませる

子どものグループ形成や、グループ内での人間関係などを注意深く観察する必要がある。行為の主体者は、遊び感覚でふざけているつもりでも、行為の対象者はいじめられたと感じている場合が多いので、不快な感情をきちんと言葉にして伝えさせたり、より良い関わり方について考えさせたりする経験を積ませることが必要である。表面的な現象だけを見て、いじめの存在を見落とすことがないよう、教師自身がいじめとふざけの違いをしっかりと認識して対応することが必要である。また、ネットを通じて情報を手に入れたり、人と関わったりするときにトラブルが起きる可能性があるため、ネットに関する正しい知識を伝えることが必要となる。

【小学校高学年】

特 徴 対抗意識が強くなり、いじめを認めない割合が増加する

クラスの間関係だけでなく、校内・校外に友達関係が広がることから、逆に所属するグループへの同調意識が強くなり、心の中では悪いと思いつつも「みんながするから」という理由で自分を守ろうとする傾向が生まれ、小集団同士の対抗意識からいじめに発展するケースや、いじめがあっても、それを認めようとしない割合が増加することが多い。

対 処 何をすれば良いか、自分の行為を客観的に見つめ直させる

「いじめ」に対しては多くの子どもが「いけないこと」と考えており、状況に応じた自分の役割の把握や仲間とのもめごとを解決するために具体的に何をすれば良いか考え、自分の行為を客観的に見つめ直させることにより、正しく善悪の判断ができるよう支援する必要がある。また、SNS等のネット利用による人間関係のトラブルに対する危険性等の認識を深める必要がある。

【中学校】

特 徴 優位性を誇示するいじめや結束を図るためのいじめが見られる

納得いかないことがあったときや、やりたいことを制限されたとき、仲間の同意が得られなかったときなどに発生するストレスを、自分の中で解消しようとして増幅されるイライラやモヤモヤした感情が、スポーツ等で健全に発散されなかった場合に、他者への攻撃という形で表出される。

その行為によって仲間内での優位性を誇示しようとするいじめや仲間同士の結束を図るためのいじめなどが多く見られ、認知件数も小学校よりかなり増加し、ネット上のいじめの割合も増加する。

対 処 感情コントロールの方法を学ばせ、自分を見つめさせる

ストレスマネジメントやアンガーマネジメントなどの感情コントロールの方法を学ばせ、落ち着いて自分の行為を客観的に見つめ直すことができるよう支援することが必要である。

また、ネット上のコミュニケーションの特性を十分に理解させ、情報モラルについての指導も進める必要がある。

【高等学校】

特 徴 方法の巧妙化、加害行為の正当化が見られる

高校生になると、ある程度個人が確立されていくことで、主体性が高まるため、周りに流されて集団で一人をいじめるような行為は減少する。結果的に、認知件数では、中学校よりやや減少しているが、対象者に対する直接的な行為だけでなく、携帯電話等を介してのSNSなどへの誹(ひ)謗(ぼう)中傷の書き込みなどネット上のいじめが目立つようになるなど、いじめの方法や内容が巧妙化し、バリエーションも多様化する。

また、いじめの愚かさを悟る一方で、加害行為を正当化することも多くなる。さらに、傍観者のスタンスをとったり、醒めた目で客観視する傾向も強まるとともに、被害生徒も「仕方がないこと」と諦めてしまい、教員や保護者に相談しなくなる場合もあり、いじめの行為が見えにくくなる。

対 処 積極的な認知と信頼関係構築に努め、生徒の意識の高揚を図る

いじめの見えにくさから、重大事態に陥る危険性が高いことを常に意識し、SNS等の利用の実態も含めて、積極的な認知に努め、いじめの構造を正確にとらえた対処を行うとともに、日頃から生徒との信頼関係づくりに努めるなどして、相談がしやすい環境づくりを行ったり、生徒の自主的な活動等により、生徒の意識の高揚を図ったりする取組が必要である。

ネット上のコミュニケーションのあり方についても、継続した指導が必要である。

(注) 上記の特徴や対処例は、児童生徒の発達理論に基づいた例であり、実際の対応は、発達の個人差や地域の実情等を考慮して行う必要がある。

4 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒の一人一人が健やかに成長していくことができる、安全安心な社会を築いていく視点で取り組む。

- (1) すべての児童生徒がいじめを行わない、また、いじめを知らず放置する傍観者とならないため、いじめの問題への理解を深める教育・啓発の実施や、いじめが起こらない地域社会づくりに向けた関係者の継続的な取り組みなど、いじめの未然防止の観点が必要である。
- (2) いじめは、早期発見、早期対応が重要である。教職員をはじめ児童生徒に関わるすべての関係者が連携し、児童生徒の些細な変化やサインに気付き、いじめを認知し、対応していくことが大切である。また、児童生徒や保護者等が相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域社会と連携し、児童生徒を見守ることが必要である。
- (3) いじめが起こっていることが確認された場合、又は、いじめが起こり得ると判断した場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保したうえで、いじめを行った児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど迅速かつ組織的な対応を取ることが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会へ報告・相談を行い、必要に応じ関係機関と連携して対応する必要がある。
- (4) 高梁市教育振興基本計画にある基本方針の「夢と志をもち未来を拓く人づくり」は、学校・家庭・地域社会の温かな見守りの中で育まれるものであり、子どもの成長には社会全体の連携が不可欠である。いじめの防止等について、様々な機会を活用し、共通理解や幅広い連携・協働の取り組みを行うとともに、いじめ事案の解決に当たっては、状況に応じ、関係機関等との緊密な連携が必要である。

第2章 いじめの防止等のために高梁市及び高梁市教育委員会が実施する施策

本市及び教育委員会は高梁市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、必要な財政上及びその他必要な措置を講ずるものとする。

1 いじめの防止等のための高梁市・高梁市教育委員会の組織

- (1) 高梁市いじめ問題対策連絡協議会の設置
教育委員会は、いじめの防止等の対策について関係機関、団体との連携を図るため、「高梁市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
連絡協議会は、高梁市健康福祉部、倉敷児童相談所、高梁警察署（以下「警察」という。）、岡山地方法務局高梁支局等の関係機関、学識経験者、学校、保護者代表、教育委員会等で構成する。
- (2) 高梁市いじめ問題対策専門委員会の設置
教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等の対策を効果的に実施するため、「高梁市いじめ問題対策専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。
専門委員会は、高梁市基本方針に基づいたいじめの防止等に係る調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地から審議を行うほか、法第28条第1項の重大事態の発生時における調査を行う。また、第三者機関としての機能を備えるため、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等で構成し、公平性や中立性を確保するよう努める。
なお、専門委員会の委員は、審議及び調査において公平性や中立性を確保する上で支障がない限り連絡協議会の委員と兼務できるものとする。
- (3) 高梁市いじめ調査委員会の設置
市長は、「高梁市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。
教育委員会から法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市

長は、その重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため必要があると認めるときは、教育委員会又は学校の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

調査委員会は、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等関係者と特別な利害関係のない第三者で構成し、当該調査の公平性、中立性を確保する。

なお、調査委員会の委員は、その性質上、連絡協議会や専門委員会の委員と兼務できない。

2 いじめの防止等のための施策

(1) いじめの未然防止

ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図る。そのために、知・徳・体の調和のとれた教育活動全体を通じて、道徳教育と人権教育の充実を図る。特に、山田方谷など郷土の偉人の業績や生き方に学ぶことを通して推進する。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育環境整備を推進する。

ウ 本市は中山間地で小規模少人数の学校や学級が多く、児童生徒の人間関係が閉鎖的で固定化しやすい。学校間、学校種間の横と縦の連携を進め、体験を通じた人間関係づくりの学びを意図的に取り入れる。

エ ネット上のいじめに関係する問題については、岡山県をはじめ関係機関と連携して、児童生徒や保護者に対して防止と適切な指導に努める。なお、就学前の幼児の保護者に対しても、SNS*などの危険性について啓発活動を行う。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）…「人同士のつながり」を電子化するサービス。

(2) いじめの早期発見

ア いじめに関する相談や通報を受けるため、教育委員会及び学校は窓口となる多様な相談窓口情報を児童生徒や保護者等に周知し、関係機関等との連携を図る。

イ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校に連絡するよう、地域住民に対して協力要請を行う。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示する。また、当該報告事案について自ら必要な調査を行う。

イ 相談窓口など関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講ずる。

ウ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けた児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講ずる。

エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察等関係機関と連携して対応する。この場合は被害児童生徒等に配慮し、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行う。

(4) 関係機関との連携

ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応を推進できるよう地域の関係団体等に協力要請を行う。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行う。

イ 警察、児童相談所及び地方法務局等の関係機関、人権擁護委員及び民生委員児童委員等といじめの防止等について連携を図る。

(5) 教職員の資質向上・研修の充実

ア 教職員自らが人権感覚といじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるため、教職員を対象に研修・啓発を行う。

イ ネット上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図る。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や高梁市基本方針を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」（法第13条、以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針では、いじめの防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定める。また、学校のホームページや学校だよりなどにより公表し、保護者、地域社会の理解と協力を得るとともに、その内容を入学時等に児童生徒、保護者等に説明する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条及び高梁市基本方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に取り組むため、「いじめ防止等の対策のための組織」（法第22条で必置、以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会は、学校の管理職や生徒指導主事等複数の教職員等によって構成することを基本とし、学校の教育活動の企画運営に関わる「企画委員会」や生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部会」等の組織を活用することも可能である。

また、必要に応じて、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加・助言を求める。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく必要がある。

イ 「いじめについて考える週間」を位置付けたり、人権週間の取り組みを進めたりして、いじめの防止等に関する啓発を行う。特に、児童生徒自らがいじめについて学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え取り組むことを進める。また、年間を通し、様々な機会を通じて啓発に努める。

ウ 児童生徒の行動の様子、定期的なアンケート調査などで実態を把握し、教育相談体制の強化と面談等を定期的に実施するほか、どのような改善を行うかを定期的に検討し、PDC Aサイクル*に基づく取組を継続することが必要である。

※PDC Aサイクル…Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）という政策サイクル。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

エ 発達障害を含む障害がある児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。

(2) いじめの早期発見

ア 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。また、児童生徒と共有できる空間と時間を確保して、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見につなぐ。

イ いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、いじめを受けた児童生徒からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするなどで注意深く対応する必要がある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を踏まえて早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したり

することなく、いじめを積極的に認知する。

ウ 定期的なアンケート調査や面談（教育相談等）を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、教育・心理検査（ハイパーQ U*等）を活用して学級集団の状況や要支援の児童生徒の状況を客観的に把握する。

※ハイパーQ U（hyper-Questionnaire Utilities）…学校生活における児童生徒の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定するもの。「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「いごちのよいクラスにするためのアンケート」から構成され、15分程度の短時間で実施することができる。

（3）いじめへの対処

ア いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。

イ いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に情報を報告するなどし、学校で組織的に対応する。

ウ いかなる場合でもいじめを受けた児童生徒の側に立った指導を行い、「いじめられている側にも問題がある」という考えで指導してはならない。また、いじめを受けた児童生徒を守り、いじめを行った児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

エ 事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童生徒が卒業するまでは保管する。ただし、重大事態として対処したものについては、指導要録の保存期間と合わせて、少なくとも5年間保存する。また、進級、進学の際にも適切に情報を共有することが必要である。

オ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（4）地域や関係機関との連携

ア 学校基本方針に基づく取り組み等について、PTA、地域社会、関係機関に対し積極的に情報発信に努め、いじめの防止等について連携して取り組む。また、様々な機会に意見や情報の共有を図る。

イ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。学校だけで解決することが困難と思われる場合は、教育委員会を通じて、警察や児童相談所等の関係機関と積極的に連携を行う。

第4章 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切に対応する。

教育委員会又は学校は、いじめ又はいじめの可能性のある行為により、重大事態が発生

した場合は、次のように対処する。

重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項)

※上記の「相当の期間」の目安となる欠席日数は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義より、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手するなど、対処しなければならない。

1 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いのある事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて、その内容を市長に報告する。

2 調査主体の決定

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が実施するが、実施主体は、教育委員会が判断する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が行う調査は、学校対策委員会を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織等が速やかに実施する。なお、教育委員会は、その調査について必要な指導や情報提供などの支援を行う。学校による調査では、当該の重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止につながる結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、専門委員会によって調査を行う。
- (2) 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対して、他の児童生徒や関係者の個人情報に十分配慮した上で、調査によって明らかになった事実関係の情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会は、調査結果について市長に報告する。その際、(2)の説明結果を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止に資するため、再調査が必要であると認める場合、調査委員会による再調査を行うことができる。
- (2) 再調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。
情報提供を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信時における個人のプライバシー等への配慮に十分留意する。
- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対応のために、指導主事や専門家の派遣など必要な支援を行う。
また、再調査を行ったときには、市長はその結果を市議会に報告する。なお、個人情報等に対しては必要な配慮を行う。
- (4) 再調査が必要でないと市長が認めた場合は、学校及び教育委員会が、専門委員会、

連絡協議会等の助言、協力を得ながら事態の解決に継続して取り組む。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ問題への対策の点検・評価

高梁市基本方針に基づくいじめ問題への対策が、本市の状況に即して効果的に機能しているかについて、毎年度、連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその対策の内容や取り組みの方法を見直す。

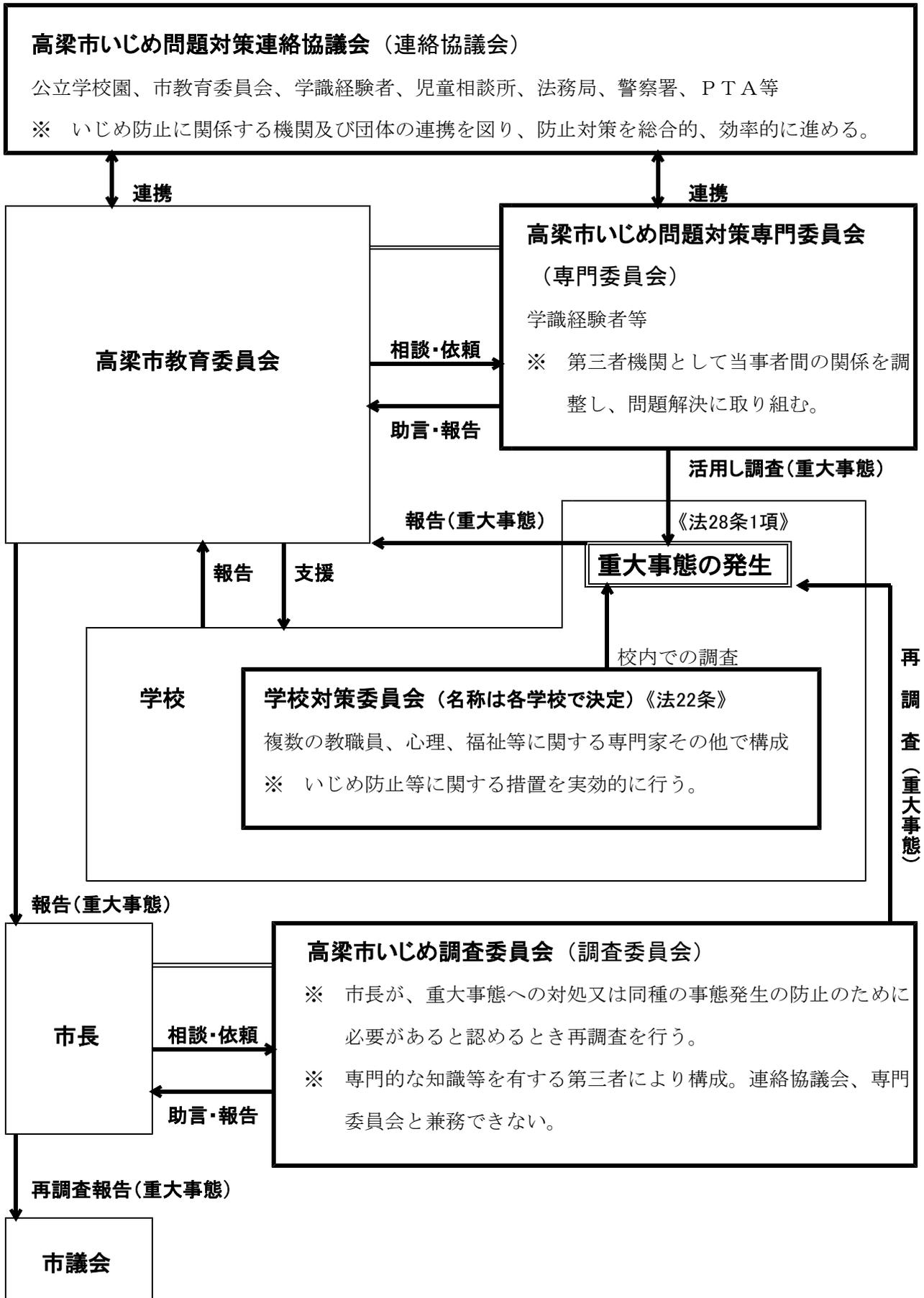
2 高梁市いじめ問題対策基本方針の見直し

教育委員会は、高梁市基本方針の策定から5年の経過を目途として、国・県の動向も踏まえ、高梁市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、連絡協議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

教育委員会は、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認するとともに、公表を指示するものとする。また、学校基本方針を見直した場合も同様とする。

第6章 いじめ防止対策推進法を踏まえた対応と関係組織

1 対応と関係組織



2 重大事態発生等への対応（フロー図）

